

個人情報保護に関する特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本委託業務の遂行に当たっては、個人の権利利益 を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務契約満了後においても、業務遂行上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（従業者への周知）

第3 乙は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても業務遂行上知り得た個人情報を他に 漏らしてはならないなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 （1）乙は、業務に関して知り得た個人情報を不当な目的及び目的以外の目的のために使用してはならない。
（2）乙は、事前に甲の同意を得ることなしに第三者にこれを開示又は提供してはならない。

（個人情報の漏洩等の防止等）

第5 （1）乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止等、その他個人情報の適切な管理のために技術面及び組織面において必要な安全措置を講じなければならない。
（2）乙は個人情報を適切に管理する個人情報管理責任者を定め、書面により甲に通知しなければならない。
（3）本委託業務に従事する者以外の乙の社員は個人情報を取り扱ってはならない。

（個人情報の複写、複製の禁止）

第6 乙は、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、乙は、業務の履行のため個人情報を複写又は複製する必要がある場合は、事前に甲に対し、その範囲、数量等を書面により通知し、甲の承認を得なければならない。

（個人情報の取扱いの再委託）

第7 （1）乙は、個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。但し、委託業務の履行のため、やむを得ず第三者にその処理を委託する場合は、事前に甲に対し、甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得なければならない。
（2）乙は当該第三者に対し本特記事項に定める乙の義務と同等の義務を負わせるものとする。また、再委託先の故意または過失により紛争が生じた場合は、乙が一切の責を負うものとする。

（業務完了後の個人データの返還等）

第8 乙は、業務において甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料を、業務完了後直ちに甲に返還、消去又は破棄しなければならない。但し、甲が別に指示した場合は、当該指示によるものとする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第9 甲は、個人情報の取扱及びその保護に関する管理状況について、必要に応じて乙に対しいつでも書面による報告を求める事ができるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

（事故発生時の報告）

第10 乙は、個人データの漏えい、流出、紛失等の事故が発生した場合は、ただちに甲に報告し、当該事故による損害を最小限に止めるために必要な措置を、甲の指示のもと自己の責任と費用負担で講じるものとする。また、業務完了後又は解除後においても同様とする。

（事故発生時の責任の範囲）

第11 委託業務遂行に際して、乙の故意又は過失により第三者との間に紛争が生じた場合は、弁護士費用等の訴訟解決費用を含め、すべて乙の責任と負担において解決するものとする。また、甲と第三者との間で乙の行為に起因して紛争が生じた場合も同様とする。

（解除及び損害の回復）

第12 甲は、本特記事項に定める条項の一に違反したときは、委託契約を解除することができる。また、乙が本特記事項の定め違反したことにより、甲に損害が発生した場合、乙は、自己に責のないことを証明した場合を除き、甲に対して賠償金を支払うとともに、原因究明、損害回復に必要な措置をとり、その経過を書面にて速やかに報告しなければならない。